

報告第12号

専決処分の報告について《里道における物損事故（R2.12.8 網野町網野）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第12号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月5日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市網野町網野地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和2年12月8日、京丹後市網野町網野地内の里道において、法人所有の2トントラックが配達のために走行中、横断している側溝のグレーチングを跳ね上げ、オイルパンを破損させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 127,710円

3 損害賠償の相手方 京都府与謝郡与謝野町所在 法人